

掛川市規則第6号

掛川市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年掛川市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第5号までを削る。

様式第6号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第7号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第8号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第9号中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第10号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。